

クラブ会則

(名称)

第1条 本会の名称を クラブとする。

(目的)

第2条 本会は、
を目的とする。

(活動)

第3条 本会は、その目的を果たすために次のような活動を行う。

(1)

(2)

(会員)

第4条 会員は、原則として、市内在住、在勤、在学の者とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 会計 1名

(4) 会計監査 1名

2 役員は、総会において、会員の中から選出し、任期は 年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。

(3) 会計は、本会の会計事務を処理する。

(4) 会計監査は、会長の指示に従い、会計事務の監査に当たる。

(総会)

第7条 総会は、1年に1回、必要なときは随時、会長が召集して開き、必要な事項を決定する。

(役員会)

第8条 本会の運営について協議する場として、役員会を開催する。
役員会は、全役員により構成し、必要の都合、会長が召集する。

(会費)

第9条 本会の会費は、月あたり 円とする。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎月4月1日から翌3月31日までとする。

(会則の変更)

第11条 この会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により、変更することができる。

(その他)

第12条 この会則に定めのない事項については、その都度役員会で協議し会員全員により決定する。会長は、次回の総会に報告しなければならない。

【附則】

この会則は、 年 月 日から実施する。